

第2回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

会議録

第2回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

■日 時 令和2年2月20日(木) 午後2時25分～午後3時40分

■場 所 新橋ビル 会議室8-A (和歌山市美園町五丁目1番2号)

■出席委員 5名

高 砂 正 弘 委員  
岩 本 安 昭 委員  
田 元 輝 彦 委員  
明 石 和 也 委員  
林 誠 一 委員

■欠席委員 0名

■事務局	総務部	総括専門官	中 西 達 彦
		理事	桐 本 達 也
	総務課	課長	山 崎 和 典
	新庁舎整備室	室長	竹 中 孝 雄
		参事	音 窪 克 保
		計画係長	那 須 仁
		企画員	岡 本 浩 明
	契約課	契約管財係長	岡 本 圭 介
		主査	岡 本 将 之

【午後2時25分 開会】

(高砂委員長)

それでは、少し早いですけど、ただ今から、田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会を始めさせていただきます。

本日、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

会議の前に、事務局からの連絡事項について、お願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、事務局の方から、前回の会議からの修正の資料と追加させていただいた資料について、ご説明をさせていただきます。

前回の会議において、修正の意見がございました資料5「既存建物解体・新築工事の一括・分割案比較」について、修正したものを委員の皆様のお席に配付させていただいております。

修正点につきましては、D、E案については、必須評価の段階で適していないとの判断とことから、総合評価の評価を削除しています。また、総合評価の評価項目「期間」の部分、そして「地域経済の振興」の部分、欄外に赤字で記載をしています箇所について修正しておりますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

また、追加の資料といたしましては、資料9－(6)「地方自治法・地方自治法施行令(抜粋)」、資料10「田辺市の建築工事・電気設備工事・機械設備工事の通常の入札方法」、資料11「市内業者に関する入札参加要件の検討」、こちらは取扱注意でお願いします。資料12「新庁舎建築入札等 他団体例」、資料13「市外を含む入札参加者登録の状況」、資料14「JVの結成方式について」、資料15「JVの構成員数・出資比率について」でございます。これらにつきましても、お席に配付しておりますので、ご確認をお願いします。

以上でございます。

(高砂委員長)

事務局から連絡がありましたが、何か質問等はございませんか。

[委員より質問なし]

(高砂委員長)

よろしいですか。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題、新庁舎新築工事の入札方法について、事務局より説明をお願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

本日の議題、新庁舎新築工事の入札方法について、ご説明いたします。

前回の委員会におきまして、既存建物の解体工事、そして既存建物の改修工事を含む新築工事については、分離発注とし、その分界点についてもご検討をいただきました。

今回は、既存建物の改修工事を含む新築工事につきまして、その入札方法として、入札参加要件について、ご検討をいただきたいと考えております。

入札参加要件については、本市の工事入札指名業者選考委員会において決定をするものですが、委員会からご報告をいただきました内容を十分に勘案し、入札参加要件を決定したいと考えております。

それでは、検討の前提となる法令等との関係について、ご説明いたします。

まず、資料9－(1)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」でございます。

この法律は、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、本委員会での検討においては、新庁舎が将来にわたり良好な品質の確保がなされるよう工物品質の確保の観点が必要と考えております。

また、資料9－(2)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、資料9－(4)「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正の害すべき行為の処罰に関する法律」及び資料9－(5)公正取引委員会事務総局の資料「入札談合の防止に向けて」、本日、追加しました資料9－(6)「地方自治法・地方自治法施行令（抜粋）」につきましては、公正で合理的な入札が執行できるよう入札の公平性の確保に関係するものと考えております。

加えて、資料9－(3)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」については、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展を資することを目的としており、本委員会の検討においては、公共工事が地域経済に果たす役割を踏まえた地域経済の振興に関係するものと考えております。

つきましては、検討に当たっては、1点目は新庁舎が将来にわたり良好な工物品質の確保がなされるよう工物品質の確保、2点目は公正で合理的な入札が執行できるよう入札の公平性の確保、3点目は公共工事が地域経済に果たす役割を踏まえた地域経済の振興、こうした観点を踏まえて検討をいただけますようお願いいたします。

(高砂委員長)

ただ今、事務局から説明がございましたが、本日の議題は、新庁舎新築工事の入札方法についてとなりますので、議論に先立ち、A委員から田辺市が新庁舎整備について重要と考える点があれば、お願いします。

(A委員)

みなさんこんにちは。本日はご苦勞様でございます。

私の方から、少しお話させていただきます。

新庁舎には、現在の本庁舎の機能と市民総合センターの機能を併せ持ち、そのほかにも市民の利便性を向上させるための機能もあることから、新庁舎建設費は概算で82億円を超える工事になると見込んでいます。

このような大規模工事は、市が発注者としてかつて経験したことのないものであり、工事

のボリュームのみならず、関連する様々の要素が未経験であることを十分認識して取り組まなければならないと考えています。

未経験の要素が多く含まれる以上、それに伴うリスクも多く潜むと考えるべきであり、市庁舎という重要な社会資本を整備するに当たり、発注者としてリスク軽減を含め最善の発注方法はどうあるべきか、ご意見をいただきたいと思ひます。

その他といたしまして、田辺市では、市の建設業は単なる下請けではなく、元請けの一員として関わってもらふことで、JV代表者のノウハウを吸収し、技術力を高めてもらうことが可能となると考えています。

そうすることで、より大きな工事に関わることができたり、また、市の公共工事の品質の向上につながればという思ひがあります。

今後、新庁舎を50年、100年と末永く使っていくに当たり、今後の修繕などのメンテナンスのことを考えると、地元業者に携わってもらひたい、何かあった場合、新庁舎を深く理解している業者が、近くにいていただきたいと考えています。

何卒宜しくお願ひいたします。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

それでは、まず、議論を進めるに当たり、現在の田辺市の通常の入札方針や事務局としての課題等について、整理をしたいと思ひます。

つきましては、事務局より田辺市の通常の入札方針や事務局としての課題等について、説明をお願いします。

(桐本理事)

田辺市の入札方針ということで、本市における工事等の入札について、ご説明をいたします。

本市では、工事を発注する際には、入札は分離・分割発注を基本としており、通常、建築工事の場合であれば、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3工種による入札となり、全て条件付一般競争入札によるものとしています。

なお、入札においては、公共工事の受注機会を確保し、地域経済の活性化及び市内業者の育成に努めるため、市内業者を優先して参加させるものとしています。

資料10、上の表をご覧ください。

上の表ですが、参加可能工事に関し、市内業者はランク設定をしており、建築がイロハニの4段階、電気、機械設備工事がイロハの3段階で設定して、発注金額に準じて参加ランクを決定しています。建築工事は7,000万円以上の工事、電気、機械設備工事は6,000万円以上の工事、特定建設業許可を取得している「イ」ランクのみが参加できることとなっています。

ただし、大規模な工事等の場合、市内業者だけでは競争性や品質の確保が難しいと思われるものについては、市外業者も参加可能としています。その場合は、庁内関係部署で組織

します工事入札指名業者選考委員会で、入札参加要件等を審査した上で、入札を行っていません。この場合の入札参加要件については、市外業者についてはランク設定をしておりませんので、経営事項審査における総合点数のP点、同種工事の施行実績の有無、完成工事高などにより設定することとなりますが、競争性を発揮できるよう、十分な入札参加者数を確保することについて、考慮することとしております。

また、JV対象工事については、表の一番上のところで、建築工事は予定価格5億円以上、電気、機械設備工事は予定価格2億円以上と定めております。

今回の新庁舎建築工事で考えますと、前回ご議論いただきました既存建物の解体工事、新築工事となる建築工事、電気設備工事、機械設備工事、この4つの工種により分離・分割発注し、それぞれ、条件付き一般競争入札を行うこととなります。このうち、解体工事については、発注規模を考えますと、市の通例に沿った形の発注が可能と考えています。

解体工事以外の3工種については、工種別の現在の想定発注額は、まだ基本計画ベースの概算ですが、建築工事が57.7億円、電気設備工事が13.2億円、機械設備工事が15.6億円となっており、いずれも、JV対象工事であり、また、本市の過去の最高発注額を大幅に上回ります。

過去の工事は、ほとんどの工事が市内業者だけで入札を行っておりますが、この過去の最高の発注規模となることを踏まえ、この3工種に関し、入札参加要件をどうするのか、また、JVの要件について、JVの結成方式、出資割合など、通例と違う考え方が必要であると考えています。

市庁舎という市として特別な施設を建築するに当たり、本市がかつて経験したことのない大規模な工事について、工事品質の確保といった観点、地方公共団体として関係法令を順守する立場について、入札の公平性といった観点、そして、本件建設工事が市の公共事業として、地域経済の活性化、市内業者の育成を図る機会であることから、地域経済の振興といった観点、これらの観点を踏まえまして、課題となります入札参加要件、また、JVの要件について、ご検討をいただきたいと考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

事務局より今回の田辺市の通常の入札方針や事務局としての課題等について、説明がりましたが、この内容につきまして、質疑等はございますか。

[委員より質問なし]

(高砂委員長)

よろしいですか。

それでは、議論を進めていきますが、先程の事務局からの説明によると、田辺市ではかつて経験したことのない大規模な工事であることから、入札参加要件の基準も特別な設定が必要になるとのことですが、事務局では何か案はありますか。

(桐本理事)

それでは、入札参加要件につきまして、先ほど申しました工事品質の確保という観点から、事務局案についてご説明をさせていただきます。

事務局としては3つの項目、総合力の確保、施工能力の確保、技術者の確保を案として提示させていただきます。先ほどの資料10の下の表をご覧ください。

まず1点目の総合力の確保について、一定のP点を基準として求めることにより、確保をしたいと考えます。

P点については、ご承知のとおり、公共工事の発注の際の入札条件として、全国的に使われる尺度の一つで、建設業法に基づき建設業者の経営規模、経営状況、技術力、それに社会性等をそれぞれ点数化したものを総合的に評価した値となっています。

しかし、P点は、実績がなくとも経営規模だけでも高くなる傾向があります。そこで、2点目として、施工能力の確保について、一定の完成工事高を基準として求めることにより、確保をしたいと考えております。

完成工事高は、文字通り建設業者が1年間に完成させた工事高で、経営事項審査における完成工事高については、直近2年又は3年の平均完成工事高であり、1年間に相当する金額ということとなります。これは、資材の調達力や作業員の確保、また、監督員の人数などを含めて、1年間にどのくらいの工事をこなすことができるのかの目安になり、業者の施工能力が推察できるものと考えております。

3点目、技術者の確保につきましては、建設業者が常時雇用している技術者の員数でございます。通常、原則として予定価格8,000万円以上の工事については、低入札価格調査制度の対象となり、基準額を下回った価格で受注した場合、監理技術者を2名配置することを義務付けておりますが、今回の工事の規模を考えますと、工事品質を適正に管理するためには、さらに多くの技術者が必要となることが想定され、常時雇用している技術者の数が多いほどよいと考えられます。

事務局案の説明は、以上でございます。

(高砂委員長)

ただ今、事務局から入札参加要件として、1点目は業者の総合力を計る指標としてP点を使うこと、2点目は施工能力を計る指標としては完成工事高、また、3点目は技術者数によって検討するとの説明がありましたので、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

まず、B委員、いかがでしょうか。P点、完工高、技術者数を観点とすることについて妥当かどうかということでございますけれども。

(B委員)

これらを観点とすることなのではございますけれども、資料のほうは11にもありますけれども、これの説明は今からされるのですね。

(桐本理事)

はい、そうです。

(B委員)

分かりました。

私から1点だけ、技術者の確保の部分で意見があるのですが、資料11の部分の話になりますので、後ほど意見を言いたいと思います。

(高砂委員長)

この3つを使うのは妥当だということですね。

(B委員)

そうですね。

(高砂委員長)

C委員、いかがですか。

(C委員)

P点という聞きなれない言葉があるんですけど、経営事項審査の点数と同じと考えてよろしいんですよね。

(桐本理事)

はい、そうです。

(C委員)

それと、完成工事高ということで、これもデータとしては、経営事項審査のデータと同じと考えてよろしいんですよね。

(桐本理事)

はい、そうです。

(C委員)

あと、3番については、技術者の数ですからよいと思いますので、内容についてはこれから説明をいただけるのですね。

(高砂委員長)

では、委員会としましては、入札参加要件の基準を検討するに当たっての観点、事務局が考える点が妥当であると考えます。それに基づいて、入札参加要件について、事務局の考えがあればお願いします。

(桐本理事)

それでは、入札参加要件の具体的な内容といたしまして、まず、市内業者の入札参加要件をどうするのかという観点でご説明させていただきたいと思います。

先ほどと同じく、工事品質の確保という観点から、市内業者の入札参加要件の事務局案について、ご説明をいたします。

資料11、A3横表をお開きいただきたいと思います。

まず、左側の表の①、P点の条件についてでございます。

建築工事におきましては、最近、和歌山県が発注されました県立学校の校舎建築工事の入札参加要件として設けられましたP点1,000点という水準が目安になると考えております。

それから、電気設備工事、機械設備工事においては、参考となる事例がなかなか見当たりませんが、それぞれの予定価格が、建築工事の額の3分の1程度と、大きく下回ることが想定されますので、100点を減じて900点としております。

続きまして、②の完成工事高の条件についてでございます。

完成工事高は、先ほどもご説明をいたしました、1年間分に相当する金額でございます。一方、現在市が想定している新庁舎の建設工事の工期については、約2年を予定しております。そこで、新庁舎建設工事を1年あたりに換算した発注想定額、例えば建築工事ですと、1年間に換算した場合は、28.9億円になり、この程度の実績があれば、実際にその規模の工事を受注し、施工することが可能であると考えられます。逆に、その基準に満たなければ、施工させることについて、発注者として、また、受注者としてもリスクがあるものと考えております。

次に、右側の③の表ですが、技術者の数の条件につきましては、市の入札方針の中で低入札価格調査制度の基準額を下回った価格で受注した場合、監理技術者を2名配置することを義務付けておりますが、P点と完成工事高、この2つの要件を満たす業者であれば、十分な技術者数を確保できているものと考えております。

なお、この条件を全て適用した場合、一番右側の表になりますが、黄色でマーキングしている部分で建築工事は■、電気設備工事は■、機械設備工事は■となりまして、市内業者だけでは競争入札が成立しませんので、入札参加対象を市外業者に拡大する必要性があると考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

ただ今、事務局からJVの代表者となる市内業者の入札参加要件について、説明がありましたので、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(B委員)

それでは、私からいいですか。

技術者の数の話なのですが、先ほど専任の監理技術者のお話がありましたが、今この人数につきましては、各会社内でこれだけの技術者がいるということではあるんですけど、実際にこの工事にそれだけの人数が張り付けられるかどうかというところもあると思います。なので、資格要件としているということだけではなくて、この工事にそれだけの人数が、監理技術者が張り付けられることができるというふうにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(桐本理事)

今ご指摘いただきました点、実際の会社が雇用している人数と落札した後で実際配置できる人数という2つの考え方で、実際配置できる人数ということで入札要件を設けてはというご質問だったかと思えます。

通常の入札市の入札の手法としまして、基本的に全社、会社として所属している技術者数

が何人ということ、ランクを付ける際にすでに把握をしておりますので、このランクの者は要件を満たしているため入札に参加できるとしております。ただし、落札した段階で、いきなり落札者決定をせずに落札候補者としてワンクッションおく形としております。といいますのは、候補者になって実際配置できる技術者の名前を出させまして、他の工事と重複が無いのかということを行う技術審査という作業を1工程設けております。

この新庁舎の場合、基本的にその部分は同じように技術審査が間に入ってくるものと、今のところ考えているわけですが、そうすることによりまして、いくら会社として雇用しておっても、落札候補者になって技術者を配置することができない者については、技術審査で排除されるということになると考えておりまして、今のところ、その手法でいきたいと考えております。

(高砂委員長)

よろしいですか。

(B委員)

分かりました。

そういう技術審査要件というのが途中でありますと、その際にそういうチェックをしますというのを入札説明書なりで表記してあるということですね。分かりました。

ちょっと細かい話ですけども、その際にきちんとその会社と雇用関係にあるかということ。往々にしてその工事のためだけに雇用する場合があったりするので、直接的な雇用関係に3か月以上あるという資料を出さすという準備も必要かなと思います。

(桐本理事)

この常時雇用のところの条件につきまして、田辺市も通常の運用の中で3か月以上の雇用としておりまして、その際の確認書類として、雇用保険の契約の資料等を提出させていただきます。

(高砂委員長)

よろしいでしょうか。それでは、C委員。

(C委員)

はい、僕の質問の前に、B委員のご質問のところですが、B委員の方では事前の技術者数のチェックは、何かされるのでしょうか。

(B委員)

チェックはするのですが、その前に参加資格要件説明書のほうに配置できる予定技術者がいることと、先ほど言いましたように社内に何人いようが、この工事にきちんと配置できるということが条件ですよということを事前に謳っているということです。

(C委員)

じゃあ、何人以上いなければならないという基準があるということではないのですね。

(B委員)

そういうことではないですね。

(C委員)

市内業者で要件を満たす業者は、ほとんどいないということですね。これより減ることはあっても増えることはないというご判断だということによろしいですね。

(桐本理事)

はい、そのように認識しております。

(高砂委員長)

よろしいでしょうか。他に何かございましたら。

(D委員)

この表を見る限り、市内業者だけで入札を行うのは無理だという結論になるのだと思います。ただ、監理技術者制度自体は今度法律が少し変わって、ちょっと緩和された要件にもなるみたいですので、そういうのを適切に考慮して最後の決定段階で十分な技術力がある会社を選べばいいのだろうと思います。

あと問題は、市外業者をどういうスタイルで入れるかということなのでしょう。

(高砂委員長)

それではですね、事務局からの提案については、市内業者の入札参加要件としては適切と考えます。事務局からの説明にもあったとおり市外業者の入札参加要件についても検討をしなければなりませんので、市外業者の入札参加要件について、事務局の考えをお話ください。

(桐本理事)

それでは、市外業者に関する入札参加要件について、品質の確保及び入札の公平性という観点を踏まえ、事務局案についてご説明をいたします。

資料 12 をお開きください。

こちらにつきましては、延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の新庁舎の建設工事の全国的な事例をまとめております。表にあります代表者要件の中で P 点については、下は 1,400 点から上は 1,800 点までの幅があります。その中で大半の自治体が 1,400 点か 1,500 点に集中していることが認められます。

続きまして、資料 13 をお願いいたします。

この資料は、田辺市に入札参加者登録のある市外業者の P 点の分布をまとめたものです。便宜上 1,400 点以上のところで太線を入れております。これは、仮に 1,400 点をボーダーとしましたら、建築工事の場合は市内外を合わせまして 61 者が入札参加可能という意味になります。電気設備工事で見ますと 49 者が、それから機械設備工事で見ますと 32 者が入札参加可能ということになります。

本市の従来の入札事務におきましては、市外業者を参加させる場合は概ね 20 者以上を参加させる運用を行っておりますので、入札の公平性の基ともなる競争性の確保という観点から、この従来の実運用水準を十分クリアしていることとなります。また、競争性をより高めるという意味ではこの P 点のハードルを下げるにより門戸を広げるという考え方もでき

ます。

しかしながら、資料 13 の右側にあります完成工事高のところに着目していただきましたら、建築工事ですと P 点が 1,300 点になりますと完成工事高が一気に下がっていることが認められます。電気設備工事でも機械設備工事でも P 点が 1,300 点になりますと完成工事高が下がってまいります。表の一番右側の 28.9 億円以下の業者数や 6.6 億円以下の業者数の欄で 0 というのは、P 点が高くなりますと市が求める完成工事高を下回る業者は 0 であるということであり、逆に P 点が低くなりますと、市が求める完成工事高を下回る業者が増えてくるということになります。

そして、先ほど市内業者の J V 代表者参加資格の検討の際ご説明いたしましたように、新庁舎の 3 工種それぞれに求める完成工事高の金額を照らし合わせてみますと、市外業者の場合は P 点が 1,400 点を下回れば市が求める完成工事高を満たさない業者が多数出てくるということが分かってまいりました。

こうしたことから、工事品質の確保という観点から、J V の代表者になる市外業者の入札参加要件としては P 点 1,400 点以上という基準に妥当性が出てくるものと考えております。

なお、完成工事高については、現在の登録状況では P 点の基準を設けることにより完成工事高の縛りを兼ねることができていますので、あえて完成工事高の要件を設けなくてもよい状況ですが、今後登録の状況が変化した場合のために市内業者を対象とした場合と同じように完成工事高の要件を設けてもよいと考えています。

同様に、技術者数につきましても、資料への表記はございませんが、P 点 1,400 点を超える業者におきましては、十分な技術者の数を確保できているものと考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

ただ今、事務局から市外業者の入札参加要件について、説明がありましたので、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

何かございませんか。

では、D 委員、市内業者と市外業者の条件を変えるとのことですが、このあたりについて法律の観点からどういうふうにお考えでしょうか。

(D 委員)

市内に適切な業者が十分いないということですので、それ自体はやむを得ないということになるのだと思います。本当は市内に適切な業者数が十分あれば、それで絞ってやることも十分可能なかもしれませんが、これ自体は工事規模から考えても、いわゆるゼネコンといわれる業態の会社が J V の代表者として受けるのは十分適切な工事だと思いますので、あとは市内業者をどういう形で関与させて市内の中小企業の経済状態等に寄与するかという観点から見るべきものかなと思います。

特に法令上、そういうことをやったとして抵触するような法令は今のところ無いと考えております。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。何かございませんか。

(B委員)

参考にまで確認なのですが、建築業者はかなりの数が県外も含めあるということなので、機械設備となってくると、県外 32 者となりますけど、この辺はこれで大丈夫だということでもよろしいでしょうか。

(桐本理事)

機械設備工事で 1,400 点以上になりますと 32 者、それに比べまして建築工事では 61 者ということなのですが、先ほども少し触れましたように、市の通常の運用の考え方としましては、市外業者に入ってもらえる場合には 20 者以上を最低確保したいという運用を行っておりまして、32 者ということは数字上では十分クリアしているかと。ただ、昨今の大手業者の受注の状況だと非常に大きなプロジェクト等も関西圏で控えているといった情報も入ってきておりまして、なかなか不透明な部分もあるのですけれども、基本的には 32 者、49 者、61 者というのは通常の運用からしましたら十分な数字であると考えております。

(高砂委員長)

よろしいでしょうか。

(B委員)

分かりました。

(高砂委員長)

それではですね、事務局からの提案のあった市外業者の入札参加資格については、適切というふうに考えます。では、今回の工事については、事務局の説明にありまして J V による入札となりますので、J V 結成の要件について検討を進めたいと思います。事務局から何か考えはありますか。

(桐本理事)

それでは、J V の要件に関し、入札の公平性という観点から、入札後 J V 結成方式について事務局案の説明をさせていただきます。

冒頭にもご説明を申し上げましたが、予定価格が建築工事 5 億円、電気・機械設備工事 2 億円以上の工事については、J V による入札を行うこととなります。

J V の代表者につきましては、市内業者だけを条件とすることはできませんので、代表者以外の構成員につきましては入札参加要件については、地域経済の振興、市内業者の育成、公共工事の担い手の確保、また、後々のメンテナンス等のことを考慮し、市内業者を優先するという形で行いたいと考えております。

資料 14 をお開きいただきたいと思います。

J V による入札を前提とした場合には、単体企業による入札よりも競争性が低下するという懸念があります。

特に構成員になり得る地元業者の数は、再上位ランク「イ」の業者で見ましても、建築工事■、電気設備工事■、機械設備工事■であり、代表者の候補者数と比べますと、大きく減る形となり、競争性を損なうおそれがあると考えております。

そこで、入札の公平性という観点から、J Vの結成については、通常行っている入札前に結成する形ではなく、近年、全国で少しずつ導入事例が見られる入札後結成方式を採用したいと考えています。

先進地としましては、鳥取市、宇部市、半田市、常滑市などを事例として承知をしております。

入札後結成方式を簡単にご説明いたしますと、まず、J Vの代表者のみによる競争入札を行い、落札候補者を決定します。同時に、J V構成員になる地元業者を募り、落札候補者は申し出のあった地元業者の中から選んだ業者を構成員とすることができるというものです。

この方式の先進地であります山口県宇部市でお話を伺ったところ、メリットについては、高い競争性が確保できることであり、地元業者数の少ない自治体などでは有効なのではないかとのことで、馴染みのない事務を行う不安はあったものの、デメリットについては特になかったということを確認しておりますので、今回は、入札の公平性である競争性の確保が確実に行われることが可能となり、地域経済の振興といった観点である、地元業者の参加も可能となる入札後結成方式が望ましいと考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

J V結成の要件について、説明がありましたので、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(D委員)

事後結成方式、結構例はあるようですが、まだまだイレギュラーではあるので、何でこの結成方式をとるのかについて十分な説明責任はいるのだろうと思います。

やっぱり市外業者がメインで入札をして、市内業者が如何に組むという話で、先ほどの常滑市の病院の例とかですね。私、常滑市の副市長と昔からの友達でして、ちょっと聞いてみたところ、特に適切な建設業者が市内に無いところでは非常に有効で建設業の振興にも役に立ったということのようなので、市内の業者の状況からすると、例えば事前にどこどこを組ませてということがある程度想定できればそれがいいと思うのですが、どうもなかなか難しいという状況のようなので、事後結成方式をやってみてもいいのかなと思うのですが、和歌山県ではやったことはないみたいですね。県内においても先進事例となるような気がします。

特に法律上、入札条件としてちゃんと書いて公告して、割合をどのように設定するかという問題はもう一つあるのですが、市内業者の出資割合、関与割合ですね。それによって入れる市内業者が限定されてきますので、その辺の検討は必要であるとしても、先ほどの市内業者の状況を見る限りにおいては、落札してから組む業者の施工能力等を見てJ Vの組み方

を考えてもらう方法は悪くないかなというふうに思います。

(高砂委員長)

法的には問題ないと。

(D委員)

法的には、落札候補者という形でJ Vがちゃんと組まれることを条件にして落札決定というスタイルになるわけですけれども、その方式自体は特に法の明文に反するということはないです。

(高砂委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

ということであれば、事務局からの提案のあったJ V結成の要件については、適切と考えます。それでは、本日の議題、新庁舎新築工事の入札方法について、J V代表者の市内業者及び市外業者の入札参加要件、また、J V結成の要件について、検討をしましたが、事務局から他に検討することはありますか。

(桐本理事)

J V代表者以外の構成員をどうするのかということで提案をさせていただきたいと思えます。

地域経済の振興という観点から、J V代表者以外の構成員の要件について、事務局案を説明させていただきます。

先ほどご覧になっていただいたA 3横の表、資料 11 に戻っていただきたいと思います。一番右側の欄でございます。

J Vの構成員は、それぞれが定められた割合以上の出資をもって、J Vを構成することになりますが、新庁舎の発注金額は、市が発注した過去のどの工事よりも大きなものになりますので、市が現在、定めている最低の出資比率 20%であっても、その出資額は高額なものとなりますので、参入できる地元業者は限定されるものと考えております。

そこで、出資比率のハードルを下げながら、品質の確保を行うこと、これについては、これまでご意見をいただきました入札参加要件の検討に順じますと、P点、完成工事高、技術者数がポイントとなると考えております。

具体的なシミュレーションをしてみますと、一番右端のところですが、3者J Vとなる場合の最低出資比率が本市の現行のJ Vの要領によりますと 20%であります。これを各社の完成工事高で当てはめてみますと、建築で■■■、電気設備で■■■、機械設備で■■■が対象となり、特に電気設備工事の業者数が限定されます。さらに、工期が2年と、長い期間ですので、J V構成員としての登録を希望する業者が、少なくなるおそれがあると考えています。

J V代表者による入札とすることで、競争性の確保はできているものと考えておりますが、入札後、組む相手の選択肢が著しく少ない場合、代表者の選択の自由が損なわれ、もっ

て入札に影響を及ぼすおそれがあります。こうなりますと、代表者以外を市内業者だけとする  
ことの妥当性についても、再検討をすることにもなりかねません。

そこで、最低出資比率を10%に緩和しますと、建築工事で■■■、電気設備工事で■■■、機  
械設備でも■■■が対象ということになります。このことにより、「地域経済の振興」と、ま  
た、「工事品質の確保」という観点についても、充足するものと考えております。

なお、最低出資比率10%を満たす業者について、P点を考えますと建築800点、電気、  
機械が700点を超える形となり、代表者の基準のマイナス200点の水準であり、おおむね  
妥当であると考えております。

さらに、技術者数につきましても、JVの代表者以外については、従来、主任技術者を専  
任としておくことを求めています。P点・完成工事高の要件を満たす業者であれば、おお  
むね、適切な技術者数が確保されていると考えております。

資料15をお願いいたします。

この表は、代表者1者プラス1者の2者JVの場合、それから代表者1者プラス2者の3  
者JVの場合において、それぞれの最低出資比率、30%、20%を適用した場合のイメージで  
す。

上の方は現行の田辺市の出資比率の考え方です。

新庁舎では先ほど申し上げましたように20%以上では少し厳しいのではないかとハード  
ルを下げまして10%以上。それでも建築工事でしたら5.8億円の完成工事高となりますし、  
電気設備工事ですと1.3億円、機械設備工事でも1.6億円という水準になってまいります。

下の新庁舎建設工事の方は、2社JVの場合は変わりませんが、3者JVの場合において、  
先ほどご説明しました、構成員の最低出資比率を10%に下げ、合計30%以上とした場合の、  
イメージでございます。

以上でございます。

(高砂委員長)

ただ今、JV代表者以外の構成員の要件について、出資比率を10%以上にすること、合  
計30%以上にすることの説明がありましたので、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。  
いかがでしょうか。

(C委員)

2点、すみませんけども、3者JVにしても2者JVにしても親が70%、子供が30%と  
いう出資比率を想定してらっしゃるということですが、この比率はこれ以上変わら  
ないことになるのでしょうか。

(桐本理事)

現行でいきますと、2者の場合は代表者が70%、3者になりますと代表者が60%という  
ことですが、新庁舎の場合は先ほども申し上げましたように、全体の工事費が非常に  
大きいということで、3者になった場合、代表者の比率を落としますと、代表者以外の構  
成員のほうの比率がなかなか下がらないということで代表者の比率は70%程度を維持して代

表者以外の構成員のハードルを下げる方向で考えていきたいと思っています。

(C委員)

もうちょっと下げて80%位というのは想定していないのですか。

(桐本理事)

この出資比率につきましては、先ほどから申し上げておりますように地元の力量といたしますか、そういったものを考慮してハードルを下げるという考えもあります。それと同時にここをあまり下げすぎますと地域への経済対策効果というものが薄れてまいりまして、色々とシミュレーションはしているのですけれども、この70%と30%位が最も田辺市の出資比率としては適しているのではないかと考えております。

先進事例では、ここを5%に落としているところもあるように聞いていますが、あまり下げますと地域経済効果というものが薄れてしまうという懸念があるということです。

(高砂委員長)

よろしいでしょうか。

(C委員)

はい。

(高砂委員長)

他にいかがでしょうか。

(D委員)

1点だけいいですか。

資料8のところに「田辺市建設工事等共同企業体取扱要領」があつて、第7条のところですよね、出資比率の話は。30%、20%という。これに穴をあけるといふ形になるのですけれども、資料7のほうは令和元年度の方針なので令和2年の入札になるので、令和2年の入札方針を作る際に特例を作ればよいと思うのですが、これについては、平成17年からずっと同じものを施行するという形になって、なかなか例外が読みにくいような形になっているので、ちょっとその基準の適用については、これを無視してやるのではなしに、これについて何か特例を作るなり、何なり考えないといけないと思っていますので、それだけちょっとご留意ください。

たぶん少なくとも行政上の処分基準みたいなものに当たるのだらうと思いますので、特にこれを放っておいて例外を作ると整合性が取れなくなるので。

(桐本理事)

ありがとうございます。

適用の基準日といったこと等について十分考慮していきたいと考えております。

(高砂委員長)

他に委員から何かございませんか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

無いようですので、事務局からの提案のあったJV代表者以外の構成員の要件については、適切と考えます。

それではですね、次にその入札について、総合評価の方式というのがあると聞いているのですけれども、これについて議論を進めてはと考えておりますが、これについて、事務局の方はどうでしょうか。

(桐本理事)

総合評価方式につきましては、本市といたしましては、試行的に実施しているという位置付けでございます。行っている年もあれば行っていない年もあります。最近は少し間が空いているのですが、以前は例年1～2件行っておりまして、総合評価方式のメリットについて経験することができております。今回の実施を視野に入れまして、この新庁舎の建設工事につきましても考えていきたいと思っております。ただ、具体的な内容につきましては恐れ入りますが次回の会議でご検討をお願いできたらと考えております。

(高砂委員長)

C委員、C委員の方では実施されているのですか。

(C委員)

割と事例はたくさんあります。評価基準が客観的であることがメリットだと考えております。そういう意味では適しているのかもしれませんが。

(高砂委員長)

B委員のところでもありますか。

(B委員)

はい、あります。

(高砂委員長)

そういうことですので、それでは総合評価方式については、次回の会議で検討したいと思います。ほかに新庁舎新築工事の入札方法について、本日の会議で検討すべきことはありますか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

では、今回の検討内容については、報告書に取りまとめる必要があります。

報告書につきましては、品質の確保、入札の公平性、地域経済の振興といった観点で取りまとめるのがよいと考えますが、いかがいたしましょうか。

皆さんがよろしければ、報告書については、次回で検討する総合評価方式を除いて、私の方でとりまとめをさせていただいて、次回の会議までに委員の皆様には事前にお送りさせていただき、一度内容を確認していただいたうえで次回の会議で意見をいただくとしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(D委員)

結構です。

(高砂委員長)

それでは、報告書の案については、次回で検討する総合評価方式を除いて、次回の会議で検討をしたいと思います。

では、会議次第の3番目、その他について、事務局から説明をお願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは最後に次回の日程についてでございます。4月13日、月曜日、午後3時からの開催で皆様の日程を調整させていただきたいと思います。なお、調整が難しい場合、予備の日程として4月17日、金曜日を考えております。両日とも、会場は和歌山市内を予定しております。

つきましては、後日、あらためて、委員の皆様のご都合をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

それではですね、委員の皆様から、他に何かございましたら。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

特に無いようですので、それでは本日の会議は以上といたします。

どうもありがとうございました。

【午後3時40分 閉会】

※黒塗り箇所は、非公表の情報を含むため、非公開とする部分です。